

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

7-1. 取組みの目的

本プログラムは、女川町耐震改修促進計画に定めた耐震化の目標に向け、耐震化に係る具体的な取組みを定めることにより、住宅の耐震化を推進することを目的とする。

7-2. 対象となる区域と建物

本プログラムの対象区域は、本町の耐震化の状況から町内全域とする。
対象建物は、町内の耐震性を満たしていない木造住宅とする。

7-3. 耐震化に係る取組み

女川町耐震改修促進計画期間中における取組は、次のとおりとする。

- ・耐震診断を実施し耐震性がないと判定された住宅で、未改修の方への戸別訪問の実施
- ・集会所等への耐震改修に関するポスターやチラシ等の設置
- ・町広報紙や女川町公式ウェブサイト等での耐震改修に関する情報の周知

7-4. 目標

年度ごとの目標は、下記のとおりとする。

年度	耐震診断	耐震改修
R 3	2	1
R 4	2	1
R 5	2	1
R 6	2	1
R 7	2	1

7-5. 令和3年度の取り組み内容

- 1 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
古い住宅が多い地区（1地区）において、出前講座での周知又は戸別訪問により周知を行う。ただし、戸別訪問については、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の状況等を考慮し、実施するものとする。
- 2 耐震診断実施者に対する耐震化促進
令和3年度に耐震診断を受けた住宅所有者で、耐震改修未実施の住宅所有者には、個別に事情を聴きながら、改修への働きかけを行う。
- 3 一般への周知普及
町広報紙や女川町公式ウェブサイトでの耐震改修の必要性の周知や耐震改修担当課窓口に住居の耐震化に関する資料（リーフレット等）の設置を行う。